安全な介護オンラインセミナー インフォメーション

1月1日~2月28日

半分の労力で倍の成果を約束する 現場で培ったノウハウをあなたに

Safe Care 株式会社 安全な介護 www.anzen-kaigo.com

セミナーに関するお問い合わせは

株式会社安全な介護 セミナー受付担当 mail:soudan@nanasha.co.jp

15の事例から学ぶ

誤えん事故の防止対策

- 誤えん防止と誤えん事故トラブル対策 -

誤えん防止のための対策はたくさんありますが、誤えん事故が発生した時どのような対策を怠ると過失になるのでしょうか?誤えん死亡事故の判例を分析すると、怠ってはならない必須の対策が4つあることが判ります。どんなに見守りを強化しても防げない誤えん事故がたくさんありますが、最低限実施すべき対策があるのです。また、判例からは誤えん発生時の救命対応も見直す必要があることが判ります。本セミナーでは15件の誤えん事故事例から、防止対策を検討し、さらに誤えん事故による家族トラブルの防止対策も考えます。

- 1.誤えん死亡事故で「嚥下機能正常で普通食」と無過失と主張したが
- 2.誤えん死亡事故で「弟が納得しない」というキーパーソンの長男
- 3.利用者からもらった飴で誤えん、防止対策は「食べ物を管理する」?
- 4.義歯紛失時に受診せず、その後に発生した誤えんは義歯が原因か?
- 5.「全ての食べ物に誤えんの危険がある」東京高裁で逆転無罪判決
- 6.誤えん発生時に座位のまま背部巧打法を施行したら容態が悪化
- 7.「前かがみ姿勢でなければ誤えんの危険が高くなる」と指摘するST
- 8.救命対応は万全だったが救急車要請が誤えん発生の15分後だった
- 9.ケアマネ情報は「食事自立・普通食」なのに実は誤えんの入院歴があった
- 10. 家族の要求で胃ろうの利用者に経口摂取して誤えん、施設の責任?
- 11.経管栄養者が夜間に発熱、翌朝受診したが肺炎で死亡
- 12.認知症利用者が肉団子で窒息、「計画書は普通食」だから過失は無い?
- 13.吸引が上手なベテラン看護師と吸引に自信の無い若手看護師
- 14.誤えん事故後発送先の病院で死亡、息子が「これは父ではない!」
- 15.誤えん死亡事故で「過失があるかもしれない」と調査報告書を要求する家族

※参加者は事例に目を通してからご参加下さい➡[事例一覧] http://tiny.cc/wge2001

無料オンラインセミナー開催要領

- ■開催日時:2025年2月27日 | 13:30~|5:00
- ■主催:株式会社安全な介護
- ■講師:株式会社安全な介護 代表 山田滋
- ■参加費:無料
- ■参加方法:Zoomによるオンライン(接続PCは3台まで)
- ■申込方法:下記URLからお申し込み下さい(2月20日締切)

http://tiny.cc/672zwz

お申込みいただいた方には、締め切り後に視聴用URLとテキストをメールで送付いたします。

講師プロフィール

山田 滋 早稲田大学法学部卒業と同時に現あいおいニッセイ同和損害保険入社。 2006年7月よりインターリスク総研主席コンサルタント、2013年5月末あいおいニッセイ同和損保を退社。2014年4月より現職。高齢者施設や介護事業者と取り組み、現場で積み上げた実践に基づくリスクマネジメントの方法論は、「わかりやすく実践的」と好評。各種団体や施設の要請により年間150回のセミナーをこなす。

セミナーに関するお問い合わせは

株式会社安全な介護 セミナー事務局

mail:soudan@nanasha.co.jp

介護職員・保険代理店・弁護士など 介護事故に関わるみなさまへ

オンライン開催 参加自由・無料



介護事故事例検討会のご案内

安全な介護では、毎月事故事例検討会を開催しています。主に特養や老健などの施設の介護事故事例を、みんなで検証したいと思います。介護職員や損害保険代理店や弁護士など、どなたでも参加は自由です(無料)。参加者に発言を求めることはありませんので、「事故カンファレンスの参考に聞いてみたい」という方もお気軽にご参加ください。

■事故事例検討会の進め方

事故事例を読み上げて、事例検討の方法をご紹介します。事例検討は下記の5つの視点で施設の対応に問題が無いかどうかを検討します。問題がある場合は、その改善策を一緒に考えてください。5つの検証の中で、一度だけグループ討議を交えて意見交換も行います。事前に事故事例に目を通してからご参加下さい。

次の5つの視点で事故を検証します。

- 1. 事故の過失の有無➡防ぐべき事故だったのか?
- 2. 事故発生時の対処→マニュアル通り適切な対処ができたか?
- 3. 事故の原因分析→原因分析をしたか?それは適切だったか?
- 4. 再発防止策の検討→再発防止策を検討したか?それは適切だったか?
- 5. 事故後の家族対応➡事故状況の説明など家族対応は適切だったか?

2025年2月の事故事例

ショートでノロ発生、直後に退所した利用者が居宅で救急搬送

■開催要領

主催:株式会社安全な介護 協力:あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

日時:2025年2月22日 13:30~14:30

参加資格:リスクマネジメントに興味のある人はどなたでも参加できます 申し込み方法:下記のURLからお申込み下さい。締め切り後に参加招待状 をお送りします。

https://bit.ly/3L2I2Jn

オンライン方式:ZOOMを使用します

締め切り:2月15日

【お問い合わせ先】

株式会社安全な介護 担当:山田 mail: info@anzen-kaigo.com

2025年2月の事故事例 ショートでノロ発生、直後に退所した利用者が居宅で救急搬送

●利用者の状況

○利用者の状況:男性 91歳 要介護2

■既往歴:多発性脳梗塞、右片麻痺、高血圧症、糖尿病

■ADL:日常生活はほぼ自立、食事半介助

■服薬:ワーファリン、ラシックス、ディオバン、バファリン、

●事故発生状況及び発生時の対応状況

特養M苑のショートステイの利用者が、12月31日に夕食時に激しい嘔吐をしました。同じテーブルに3人の利用者がいたため、念のために居室に戻して着替えをしてもらい服は選択しました。嘔吐物もハイターを掛けてから、ペーパータオルできれいにふき取り、念入りに消毒しました。

看護師はノロではないかと疑いましたが、年末で病院が休診のため水分を摂取し経過観察としました。しかし、1月3日になり同じフロアのショートステイ利用者3人に、嘔吐と下痢の症状が出たため利用者の便を採取し、保健所に検査を依頼しましたが年始のためすぐには判明しませんでした。

タイミング悪く、1月3日に嘔吐した利用者のうちの1人、Nさん(91歳男性)が翌日の4日に退所予定となっていました。施設ではノロと確定しておらず、Nさんが比較的お元気なことから、予定通り退所としました。退所の日には居宅へ送迎時した相談員が、奥様に「昨日嘔吐と下痢があり少し体調が悪く、感染性胃腸炎感染の疑いもあるので具合が悪くなれば受診させて欲しい」と説明しました。

その後もNさんは下痢が続き、退所の2日後に突然意識がなくなり救急搬送されました。 重度の脱水症状で危険な状態と診断され、入院治療となりましたが一命は取りとめました。

●事故後の家族への対応

搬送先の病院でNさんはノロウイルス感染症と診断され、M苑のショートステイで感染したものとされました。Nさんの息子さんは、施設長に対して「施設でノロに感染させておきながら、これを隠して退所させたので父が重体になった」と抗議しました。施設では「退所の時に感染性胃腸炎の可能性はお伝えしました」と反論すると、「90歳の母に適切な対処ができる訳がない」と治療費を請求してきました。

虐待防止職員研修[2]

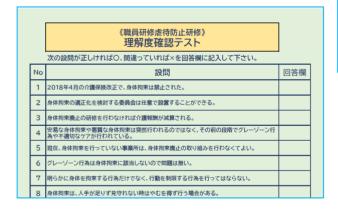
「施設で取り組む虐待事故防止対策」のご案内

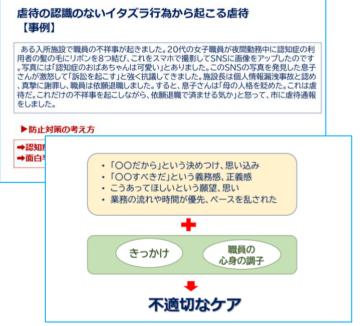
- 不適切なケアやグレーゾーン行為を減らすために -

介護事業所において虐待が発生した時、その状況や虐待者について、『想定外だった』と思われることはほとんどありません。すなわち、虐待が起きてもおかしくない状態があった、という事です。虐待の事例は滅多にあるものではありませんが不適切なケアが日常的になってしまっていませんか?不適切なケアを放置するとエスカレートし、本格的な虐待へと発展してしまいます。虐待防止は介護保険制度上義務化され、報酬減算も設定されているものです。しかしそれだけではなく、私たち介護に携わる専門職のプライドとして不適切なケアについて考え、改善への努力をしていきませんか。1カ月間セミナー録画を配信しますので、全職員の受講が可能になります。

虐待防止職員研修 [2]の概要

- 1. 不適切なケアにつながる理由
- 2. グレーゾーンの傾向
- 3. 人格を貶める行為
- 4. 原因分析【事例】 焦って叩いた





虐待防止職員研修開催要領

■開催日時:2月20日(木) 16:30~17:30(2月13日メ切)

■主催:株式会社安全な介護

■講師:株式会社安全な介護 専任講師 川村亜希

■受講料:4,400円(税込) | 施設・事業所(PC3台まで)

■受講方法:Zoomによるオンライン受講

■提供資料:テキスト・理解度確認テスト

■申し込み方法:下記URLからお申し込みいただき、

所定の口座に受講料をお振込みください。

http://tiny.cc/s3amwz

※安全な介護の顧問先法人は無料ですので申込書にチェックしてください

講師プロフィール

川村亜希 短大卒業と同時に特別養護老人ホームに入社。訪問介護事業所サービス提供責任者、特別養護老人ホーム生活相談員・介護支援専門員を経て、現在湘南医療福祉専門学校教員・社会福祉法人育生会研修センターのセンター長。2018年より株式会社安全な介護リスクコンサルタント。介護職員や生活相談員の実務経験と介護福祉専門学校教師の視点で語る、ユーモアと共感性溢れる講義は秀逸と好評。

セミナーに関するお問い合わせは

株式会社安全な介護 安全な介護セミナー事務局 澤田 mail:soudan@nanasha.co.jp TEL:03-5995-2275



介護事故対策マネジャー養成講座 2月開講のご案内

定員20名

「事故防止活動に取り組んでいるのに効果が上がらない」という声をよく耳にします。なぜ効果が上がらないのでしょうか?その答えは「事故防止活動の進め方が間違っているから」です。防ぐべき事故と防げない事故を区別しなければなりませんし、ヒヤリハットシートを書いているだけでは事故は減りません。半分の労力で2倍の効果を上げるためには、事故防止活動を推進する指導者が、事故防止活動のマネジメント方法を学ばなければなりません。本講座では、現場で培われた効果的な事故防止活動のマネジメント方法を学び、圧倒的な数の事故事例によって事故防止対策の実践力を身に付けます。

介護事故対策マネジャー養成講座の概要

◎3つの講座より事故防止活動のノウハウとマネジメントについて学びます

1. オンライン研修(約4時間)

施設や事業所での事故防止活動の進め方のコツを学びます

- 2. 動画研修(約8時間)
 - 12講座の動画研修を視聴しテストを実施します
- 3. 事例検討研修(約4時間)

事故やクレームトラブル事例について改善策を検討します

- ◎講座修了者には次の特典が与えられます
 - 1. 無料でリスクマネジメント情報室の永久会員になれます
 - 2. ワンランク上の勉強会「安全な介護塾」に無料で参加できます
 - 3. 安全な介護が主催するセミナーがすべて半額で受講できます

詳しい内容は提案書をご覧ください➡http://tiny.cc/g6efvz



講座の開講要領

■講座実施方法:

- ・開講日(オンライン研修):2月13日 13:00~17:00
- ·動画、事例検討研修:2月14日~3月14日
- ・理解度確認テスト締め切り:3月14日
- ■受講料:55,000(稅込)
- ■申し込み方法:下記URLからお申し込みいただき 所定の口座に受講料をお振込みください。

https://bit.ly/3ZdJH4D
■申し込み締め切り:2月6日

■開講予定

本講座は年6回隔月に開講します。

■講座の目的

この講座を修了しても報酬加算も施設の保険料割引もありません。現場で事故防止活動をマネジメントできる人材を、長くご支援するための講座です。私と一緒に介護リスクマネジメントのおもしろさにハマってみませんか!(山田滋)

※安全な介護の顧問先法人は無料ですので申込書にチェックしてください

講座に関するお問い合わせは

株式会社安全な介護 受付担当 mail:soudan@nanasha.co.jp

zoomオンラインセミナー

「安全な介護塾」開催のご案内

管理者や事故防止対策担当者向け ワンランク上のリスクマネジメント勉強会

一般のセミナーや研修会などでは、なかなか扱いにくいテーマがあります。管理者にとっては、 重要なテーマで避けて通れないはずなのに検討されず、いつも起きてしまってから後手後手の 対応になってしまいます。そんな悩ましいちょっとアンタッチャブルなテーマに切り込んで、マニ アックな勉強会をやってみたいと思い、安全な介護塾を作りました。

リスクマネジメント委員会の 新しい運営方法とは?

従来の報告型・チェック型委員会を見直し 効果的な事故防止活動に変革しよう



- ・報告型?吊し上げ型?目標宣言型?マニュアル押し付け型?統計集計型?研修主催型?
- ・事故原因と再発防止策の検討は委員会の仕事か?
- ■事故防止活動を変革するには
- ・事故報告に関する事項の見直し・事故集計、分析方法の見直し
- ・ヒヤリハット活動の見直し ・ヒヤリハットシート活用方法見直し
- ■委員会はどのように変えるか?

【活動具体策決定】事故報告書・事故報告規定・安全介助ルール・安全介助マニュアルなどの作成 【情報知識付与】委員会ニュース・ヒヤリハット対応事例などの配布

【統一活動・研修】危険発見活動、事故防止対策研修、事例検討、動画の活用による10分間研修など 【集計分析】現場の足りない活動が見える分析方法

安全な介護塾開催要領

- ■開催日時:2月7日13:30~15:00(1月31日メ切)
- ■主催・講師:株式会社安全な介護 代表 山田滋
- ■参加費: | 名に付き6,600(税込)

(顧問先法人と介護事故対策マネジャーは無料)

- ■受講方法:Zoomによるオンライン開催
- ■提供資料:セミナースライドと各種資料
- ■申し込み方法:下記URLからお申し込みいただき、

所定の口座に受講料をお振込みください。

https://bit.ly/3jYpIIh

※「介護事故対策マネジャー」は安全な介護主催の養成講座の修了者です

安全な介護塾の進め方

- ・収集した事例の情報共有
- ・問題点の洗い出し
- ・判例や論文などからの検討
- ・現場での管理者の対応検討
- •討議、意見交換
- ※進め方についてご希望やご意見があればお 教えください。

セミナーに関するお問い合わせは

株式会社安全な介護 受付担当 澤田

mail:soudan@nanasha.co.jp TEL:03-5995-2275

zoomオンラインセミナー

セミナー録画配信サービス付き

安全な介護セミナー

事例から学ぶ

職員不祥事防止とコンプライアンス対策

- 犯罪行為から不適切言動まで -

コンプライアンスとは何でしょうか?法令遵守と訳されますが、本当の意味は「法 令遵守はもちろん企業が自主的に社会倫理に沿った企業運営をすること」を意味しま す。しかし、コンプライアンス違反は、犯罪行為から不適切な言動まで多岐に亘り、 その遵守管理はどの企業でも苦労しています。介護事業では介護保険関係法令違反、 虐待、身体拘束、個人情報漏洩、重過失事故、不適切なケアに至るまで、広範囲なコ ンプライアンス管理を求められます。職員に「法律・規則を守るのは当たり前」と っても守られませんし、職場風土を乱す不適切言動にはその基準すら明確でなく管 理が難しいのが現状です。本セミナーでは、コンプライアンスの意味をきちんと理解 し、違反事例からコンプライアンス管理を行うための手法をご紹介します。

セミナーの概要

《1》コンプライアンス違反とは?

- 1. コンプライアンスと法律・倫理規範
- 2. コンプライアンス違反行為と罰則
 - ·犯罪行為 ·不法行為 ·契約違反 ·就業規則違反
 - ・社会倫理に反する行為・職業倫理に反する行為
- 3. コンプライアンスレベルと管理手法
- 4. 不適切なケア・不適切な言動への指導管理体制

《2》事例から学ぶコンプライアンス管理のポイント

- ・会社資金と利用者の金銭の横領事件で職員が刑事告発
- ・業務上過失事故で職員と管理者を家族が刑事告訴
- ・虐待と身体拘束で家族が警察に通報し職員が逮捕
- ・「虐待が犯罪だとは知らなかった」と言った職員
- ・「認知症利用者の人格を貶めた」と市から虐待認定
- ・「パワハラを放置した」と労働局に訴えた派遣社員
- ・ヘルパーが利用者から性被害を受け家族が会社に賠償請求
- ・事故の補償でヘルパー派遣し自己負担分を免除した

★ご参加の方は事例をご一読の上ご参加下さい

⇒http://tiny.cc/ft63001

2. コンプライアンスと法律・規則との関係



違反行為	法令違反	不法行為	契約違反	就業規則建反
应待行為	0	0	0	0
身体拘束	0	0	0	0
重過失事故	Δ	0	0	0
軽過失事故	×	0	0	×
セクハラ行為	Δ	Δ	-	0
パワハラ行為	Δ	Δ	-	0
個人情報漏洩	Δ	0	0	0
不適切なケア	-	-	-	Δ
不適切な言動	-	1-1	_	Δ

不適切な言動への法人対応をルール化

	不適切な言動への指導報告書	○職場のリーダーが直接把握した言動について管理者に報告の上、指導を 行い指導報告書を本部総務部へ報告	
	総務部判断による委員会報告	○同質の問題がある言動について複数回の指導があった場合、報告書に複数回の指導である旨を表記し、終務部へ提出。該当職員の職場からの排除が緊急性が高い場合は、別途口頭で報告の事。	
ĺ	コンプラノアンス系号会を計算	○複数回の指導による改善の可能性が低いと判断した事案もしくは、緊急 性を要すると判断される事業を、コンプライアンス委員会もしくはリスクマネ	-

委員会による役員会提言

○両委員会とも改善の可能性と緊急対応性の2つの観点から、職員の現職場配置の是非を判断して、役員会に提言を行う。事故や虐待の回避のため緊急性があるは対応手段も提言。

1 配置転換など役員会決定

○委員会の提言を受け、役員会は職員の処遇について役員会で決定する。 特に事故や虐待などの回避の必要性がある場合は、自宅待機などの仮処 分決定も役員会で決定する。

故・虐待と利用者や家族のクレームにつながる行為。 ①虐待や利用者の事故につながる可能性がある言動 ②職場のモラルを低下させる言動

安全介護セミナー開催要領

■開催日時:2月3日13:30~15:30(1月27日締め切り)

■主催:株式会社安全な介護

■講師:株式会社安全な介護 代表 山田滋

■受講料: I施設・事業所 (PC3台まで) 5,500円 (税込)

■受講方法:Zoomによるオンライン受講

■提供資料:テキスト(手持ち資料)・お役立ちツール

■申し込み方法:下記URLからお申し込みいただき、

所定の口座に受講料をお振込みください。

http://tiny.cc/bibuwz

※安全な介護の顧問先法人は無料ですので申込書にチェックしてください

講師プロフィール

山田 滋 早稲田大学法学部卒業と同時 に現あいおいニッセイ同和損害保険入社。 2006年7月よりインターリスク総研主席コン サルタント、2013年5月末あいおいニッセイ 同和損保を退社。2014年4月より現職。 高齢者施設や介護事業者と取り組み、現 場で積み上げた実践に基づくリスクマネジメ ントの方法論は、「わかりやすく実践的」と好 評。各種団体や施設の要請により年間 150回のセミナーをこなす。

セミナーに関するお問い合わせは

株式会社安全な介護 受付担当 澤田

mail:soudan@nanasha.co.jp TEL:03-5995-2275

15の事例から学ぶ

転倒骨折事故の防止対策

- 防げない事故にはトラブル防止策も-

認知症の利用者が突然立ち上がり、近くの職員が駆け寄りましたが、間に合わずに転倒しました。家族は「きちんと見守っていれば防げたはずだ!」と主張します。しかし、転倒事故の80%は、職員の手で防ぐことが難しいことが立証されていますから、どんなにきちんと見守ってもこの事故は防げません。転倒事故防止対策の問題点は、防げない事故がたくさんあり家族トラブルにつながることです。本セミナーでは15件の転倒事故事例から、転倒防止対策を検討し、さらに転倒による家族トラブルの防止対策も考えます。

- 1.介助中に職員が肘打ちをくらって利用者が転倒骨折、職員の過失か?
- 2. 「私のミスで転倒させた」という言葉を信じて過失を認めたら
- 3.浴室で転倒して重症、自立度が高ければ歩かせて良いか?
- 4.利用者が自分でブレーキを外して車椅子が転倒、施設の過失か?
- 5.スリッパは危険だからリハビリシューズに履き替えて!
- 6.移乗介助中の転倒事故の事故原因の分析方法
- 7. 「自立歩行中の転倒は過失ではない」と主張する施設
- 8.センサーマットを他の利用者に回したら転倒骨折、施設の過失か?
- 9. 「職員が交代でそばで見守る」という転倒防止対策は効果があるか?
- 10.転倒事故後経過観察中の利用者を無理に歩行させ転倒
- 11. センサーコールの対応が遅れて転倒骨折、「施設の過失」という家族
- 12. 「独りでできる」と言ったので手を離し転倒、過失無い?
- 13. 介助中の転倒事故の対応で家族から執拗な抗議が
- 14. 「転倒事故のせいで死んだ」と死亡の補償を求める家族
- 15. 骨折すると困るので歩かせないで欲しい」という家族

※参加者は事例に目を通してからご参加下さい→[事例一覧] http://tiny.cc/y2gzzz

無料オンラインセミナー開催要領

■開催日時:2025年1月27日 | 13:30~|5:00

■主催:株式会社安全な介護

■講師:株式会社安全な介護 代表 山田滋

■参加費:無料

■参加方法:Zoomによるオンライン(接続PCは3台まで)

■申込方法:下記URLからお申し込み下さい(1月20日締切)

http://tiny.cc/672zwz

お申込みいただいた方には、締め切り後に視聴用URLとテキストをメールで送付いたします。

講師プロフィール

山田 滋 早稲田大学法学部卒業と同時に現あいおいニッセイ同和損害保険入社。2006年7月よりインターリスク総研主席コンサルタント、2013年5月末あいおいニッセイ同和損保を退社。2014年4月より現職。高齢者施設や介護事業者と取り組み、現場で積み上げた実践に基づくリスクマネジメントの方法論は、「わかりやすく実践的」と好評。各種団体や施設の要請により年間150回のセミナーをこなす。

セミナーに関するお問い合わせは

株式会社安全な介護 セミナー事務局

mail:soudan@nanasha.co.jp

zoomオンラインセミナー

セミナー録画配信サービス付き

経営者・管理者向け

調査で明らかになった虐待事故の原因

- 職場環境や業務手順に潜む虐待の原因 -

20年前は、施設職員による利用者虐待の原因はその90%が「理性を失い感情のコ ントロールができなくなる」ことでした。しかし、介護人材の質も大きく変わり業務 手順も変化する中で、様々な複合要因で虐待が発生するようになりました。家族の力 スハラ、センサーコールなども虐待の原因になり得るのです。「組織風土の問題」と いった漠然とした言葉で片付けられる原因ではなく、明確な原因がたくさんあるので す。経営者管理者は特に施設側の業務や環境に潜む問題を改善して、虐待の原因を取 り除かなければなりません。本セミナーでは、多くの虐待事故の原因調査を関わった 講師が、豊富な事例で虐待の原因と発生の仕組みを解き明かします。

ヤミナーの概要

- 1. 理性を失い感情のコントロールができなり虐待
 - ・入浴前の着脱介助で髪をつかまれ手首を骨折させた
 - ・頻回に鳴る離床センサーで理性を失い利用者を虐待
- 2. 施設や職場全体のモラル低下で発生する虐待
 - ・休憩室の憂さ晴らしの暴言が広がり乱暴なケアが蔓延
 - ・独り言の不平や舌打ちを繰り返す職員を放置したら
- 3. 介護職としての適性を著しく欠く職員による虐待
 - ・言葉も振舞いも乱暴な職員が「反抗的だ」と暴力
- 4. 家族からのカスハラの仕返しに利用者を虐待する
- ・訪問介護のベテランヘルパーが認知症利用者を虐待
- 5. 認知症利用者の人格を貶める行為をする職員
- ・利用者の顔写真を加工した職員、家族が役所に虐待通報
- ・悪ノリで利用者の頭にミニーマウスの被り物を載せた職員
- 6. その他の虐待認定のケース
 - ・80名の利用者を裸にして撮影した施設
 - ・入浴介助中に職員が居なくなり溺死し放置虐待と認定

参加者は事前に事例を読んでから参加してください。 事例⇒http://tinv.cc/5clwzz

3つの虐待事故の原因





利用者側の原因

■BPSDが発生する原因 〇生活に適さない環境 ○痛みなどの肉体的苦痛 ○抗精神病薬

介護職側の原因

■理性を失う原因 ○認知症への対応力 〇性格の不向き 〇体調不良 〇ストレスの蓄積

職場環境の原因

■リスクを助長する原因 ○建物構造や設備 〇業務上の制約 〇バックアップ体制

◎高齢者虐待の罰則

職員による虐待の罰則はそのほとんどが刑事罰である

- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加える ⇒暴行罪·傷害罪
- □ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置
- ⇒遺棄罪・保護責任者遺棄罪
- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応
 - その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える
 - ⇒脅泊罪・傷害罪
- 二 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせる ⇒強制わいせつ罪
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から 不当に財産上の利益を得る
 - ⇒構領罪・背仟罪・詐欺罪

安全介護セミナー開催要領

■開催日時: |月|0日|3:30~|5:00(|月4日締め切り)

■主催:株式会社安全な介護

■講師:株式会社安全な介護 代表 山田滋

■受講料: I 施設・事業所 (PC3台まで) 5,500円 (税込)

■受講方法:Zoomによるオンライン受講

■提供資料:テキスト(手持ち資料)・お役立ちツール

■申し込み方法:下記URLからお申し込みいただき、

所定の口座に受講料をお振込みください。

http://tiny.cc/bibuwz

※安全な介護の顧問先法人は無料ですので申込書にチェックしてください

講師プロフィール

山田 滋 早稲田大学法学部卒業と同時 に現あいおいニッセイ同和損害保険入社。 2006年7月よりインターリスク総研主席コン サルタント、2013年5月末あいおいニッセイ 同和損保を退社。2014年4月より現職。 高齢者施設や介護事業者と取り組み、現 場で積み上げた実践に基づくリスクマネジメ ントの方法論は、「わかりやすく実践的」と好 評。各種団体や施設の要請により年間 150回のセミナーをこなす。

セミナーに関するお問い合わせは

株式会社安全な介護 受付担当 澤田

mail:soudan@nanasha.co.jp TEL:03-5995-2275